

奈良県希少野生動植物の保護に関する基本方針の概要

- 奈良県希少野生動植物の保護に関する条例第8条による基本方針
- 概ね5年程度を目途とした**当面の方針**
- 条例に基づき展開する施策の考え方を整理

第1 基本構想

1 希少野生動植物の保護の必要性

- ・人間の営みにより野生動植物の絶滅スピードが加速
 - ➡生態系のバランスを崩し、人間の生存基盤の喪失を招くおそれ
- ・県内でも、約9,000種の野生動植物のうち1,115種が希少

2 希少野生動植物の保護の基本的な考え方

(1) 希少になった要因の排除又は回避

- ①開発などによる土地の形質変更に伴う「生息・生育地の改変」
- ②愛好家や業者による「過剰な捕獲・採取」
- ③人の手が入らないことによる「里地里山の荒廃、植生の遷移」
- ④自然環境へ導入された「外来種との競争等」

(2) 県民等との協働の推進

(3) 推進体制の整備

第2 具体的な方針

1 特定希少野生動植物の指定について

- (1) 原則として、
- ①絶滅寸前種
 - ②他法令等により保護されていないもの
 - ③本県の自然特性を象徴するもの
 - ④現に保護活動が行われているもの
- 等を指定

2 生息地等保全地区等の指定について

- (1) 財産権を尊重する等地域の理解と協力が得られるよう対処

3 保護管理事業について

- (1) 科学的知見に基づく保護管理事業計画策定
- (2) 幅広い主体により、必要な対策を時機を失することのないよう計画的に事業実施
- (3) モニタリング、定期的な事業効果の評価を実施

4 外来種に係る施策について

- (1) 生息状況等情報の蓄積、取扱業者及び飼養・栽培者等への普及啓発

5 その他

- (1) 県民等との協働を推進するため、
- ①幅広い主体が参画する基礎的情報の収集
 - ②多様な場・手法による適切な情報の発信・共有
 - ③教育及び学習の機会の拡大
 - ④県民それぞれのレベルに合った自発的活動の促進
- (2) 地域に精通し、資質を有する個人・団体を希少野生動植物保護巡視員・巡視団体に認定
- (3) 奈良県版レッドデータブックの見直し作業など定期的な調査等の基礎情報の蓄積